

令和8年度国内ランドオペレーター招聘業務  
委託仕様書

1. 業務の目的

三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）がインバウンド誘客を促進するため、訪日旅行を取り扱う国内ランドオペレーターを招聘し、東京都内の会場で商談会及び交流会を開催するとともにファムトリップを実施することとしている。三重県内の観光事業者が一堂に会して商談を行うことで、三重県への訪日誘客のネットワーク構築と商品造成への足がかりとすることを目的とする。

2. 委託業務名

令和8年度国内ランドオペレーター招聘業務

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4. 業務内容

（1）商談会および交流会の実施

下記の条件を満たし、三重県内へのインバウンド誘客を目的とする商談会・交流会を企画・実施すること。

（ア）商談会の企画・実施

- ① 商談会は令和8年11月24日（火）の午後に開催する。
- ② 商談会会場は室町三井ホールで開催する（観光連盟にて仮手配済み）。
- ③ 商談会の冒頭15分から20分程度で主催者挨拶および三重県の魅力を紹介するセミナーを実施すること。セミナーの資料作成および当日の説明を行うこととし、詳細は観光連盟と協議の上、決定すること。
- ④ 商談は被招聘者ごとに商談ブースを設置し、1対1の対面による方法で実施する。
- ⑤ 被招聘者は20者の参加を目標とし、訪日旅行に強みを持ち、且つ三重県など地方を訪問するツアー造成に強い関心を持つ国内ランドオペレーターの参加者募集および取りまとめを行うこととする。なお、想定される国内ランドオペレーターのリストとその選定理由を提案書に記載すること。
- ⑥ 三重県側参加者は40者程度参加することを想定し、事前マッチングおよびフリー商談のコマ数を適切に設定すること。なお、三重県側の参加者募集および取りまとめは観光連盟が行う。
- ⑦ 1商談あたりの時間は12分から15分程度とし、移動時間および休憩時間を考慮すること。
- ⑧ 参加者同士の有益な商談につながるよう被招聘者側および三重県側の各事業者の属性およびアピールポイント等を記載した資料を作成し、商談会の期日より前もって参加者全員に共有することとし、詳細は観光連盟と協議の上、決定すること。
- ⑨ 商談会の受付・案内・進行（MC）・連絡調整等を行い、商談会が円滑かつ安全に進行できるよう必要なスタッフを配置すること。なお、招聘する国内ランドオペレーターは日本語スピーカーを想定するため、通訳手配は不要とする。
- ⑩ 上記以外、商談会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

## (イ) アンケートの実施

- ① 商談会終了後、被招聘者向けと三重県側参加者の双方に対してそれぞれアンケートを実施すること。
- ② 被招聘者向けアンケートには、ターゲットとする市場、造成したい商品、受入体制に対する意見およびファミトリップ参加意向を確認する内容を盛り込むこと。ファミトリップ参加意向がある場合、視察したい(興味のある)スポット・エリアを主要リストの中から選択可能とすること(複数回答可)。
- ③ 各アンケートは観光連盟と協議のうえ、決定すること。成果として得られたデータを取りまとめ、ファミトリップのコース設計に反映させること。

## (ウ) 交流会の企画・実施

- ① 交流会は商談会終了後に開催する。
- ② 交流会会場は三重テラスで開催する(観光連盟にて仮手配済み)。
- ③ 交流会では夕食および飲料を提供する。
- ④ 交流会の受付・案内・進行(MC)・連絡調整を行い、交流会が円滑かつ安全に進行できるよう必要なスタッフを配置すること。
- ⑤ 交流会の参加料においては、被招聘者および観光連盟職員(6名分)は委託料に含めることとし、観光連盟職員以外の三重県側参加者は当日に徴収することとする。
- ⑥ 参加者は被招聘者20名、観光連盟職員を含む三重県側参加者46名、計66名を想定する。三重県側の参加者募集および取りまとめは観光連盟が行う。
- ⑦ 上記以外、交流会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

## (2) ファムトリップの企画・実施

下記の条件を満たし、商談会終了後のアンケートで得られた結果を元に企画した行程にて、商談会に参加した国内ランドオペレーターを招聘するファミトリップを企画・実施すること。

### (ア)企画

- ① アンケート結果で得られたランドオペレーターの関心や希望地域に基づき、効果的な2泊3日の行程を1コース構築し、観光連盟と協議の上、決定し手配すること。
- ② 時期は令和8年12月から令和9年1月中の適切な時期に実施することとする。
- ③ 行程内に宿泊施設の視察をファミトリップ行程内に取り入れること。なお、宿泊対象施設は別紙を参照すること。
- ④ 被招聘者は10者の参加を目標とすること。

### (イ)運営・管理

- ① 参加意向のある国内ランドオペレーターとの連絡・調整を行うこと。
- ② 事前に視察の目的と内容を訪問先と綿密に打合せし、行程中の安全状況を確認した上で、ファミトリップ中は旅程管理者が同行し、行程管理を適切かつ円滑に行い、安全確保を徹底すること。
- ③ 視察中の事故へ対応するため、招聘する人数分の国内旅行保険への加入を行うこと。

### (ウ)移動等にかかる手配

- ① 被招聘者の三重県への来県にかかる手配、発券、および支払いを行うこととする。
- ② ファムトリップの期間中、人数分のスーツケース等の荷物が十分に積載可能な中型バスまたはジャンボタクシー(ドライバー付き)などの車両を手配すること。その際、ドライバーの宿泊代および食事代、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積りに含めること。
- ③ 中型バスまたはジャンボタクシーは車内に雨傘を人数分備え付けること。
- ④ 移動時間が早朝や夜間、深夜となった場合や訪問先の変更等の場合にも対応することとする。
- ⑤ 中型バスまたはジャンボタクシーには被招聘者に加え、観光連盟職員など関係者1名が同乗する場合があるため留意すること。

## 5. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。また、協議の結果、業務実施内容を変更する場合がある。
- (2) 業務実施内容変更の結果、変更契約を締結することがある。
- (3) 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行業の専門知識を有する職員を配置すること。また、当該職員は委託業務の履行について、委託者および訪問先等との綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対応できる者であること
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

## 6. 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 7. 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年3月19日（金）
- (2) 記載事項
  - ア 委託名
  - イ 契約金額
  - ウ 契約日、契約期間
  - エ 完成年月日
  - オ 実施した業務概要
  - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

## 8. その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守  
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

以上

別添\_宿泊および視察希望施設

所在地	宿泊施設名 (順不同)
菰野町	株式会社アクアイグニス
	株式会社グリーンホテル
鈴鹿市	ホンダモビリティランド株式会社 (鈴鹿サーキット)
名張市	株式会社対泉閣
津市	株式会社美杉リゾート
	株式会社Ridge (ココパリゾートクラブ)
松阪市	株式会社ユタカ開発 (ホテル ザ・グランコート松阪)
伊勢市	株式会社海栄館 (伊勢かぐらばリゾート千の杜)
	風のヘリテージ株式会社 (NIPPONIA HOTEL 伊勢河崎 商人町)
	シイエスピーク株式会社 (グランドーム伊勢賢島)
	株式会社ホテル清海
鳥羽市	株式会社石鏡第一ホテル
	上野観光株式会社 (鳥羽グランドホテル)
	季さらホテル&リゾート株式会社
	有限会社新屋 (ホテル芭新萃)
	有限会社扇芳閣
	株式会社戸田家
	鳥羽シーサイドホテル株式会社
	鳥羽ビューホテル有限会社
	有限会社豊浜 (リゾートヒルズ豊浜蒼空の風)
	有限会社ホテルみち潮
志摩市	株式会社賢島宝生苑
	株式会社志摩スペイン村
	ミエ・イセ2株式会社 (グランドメルキュール伊勢志摩リゾート&スパ)
熊野市	株式会社河上 (熊野の宿 海ひかり)
その他※	伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社
	株式会社グリーンズ

※県内広域および県外所在地の場合、所在地を「その他」としています。

## 別記

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。